

就学手続きにおける市町村教育委員会及び都道府県教育委員会の取組について

(第2回特別支援教育のあり方に関する特別委員会(平成22年8月11日)各県説明資料から抜粋)

1 市町村教育委員会の取組

(1) 法令に基づく役割

- 小・中学校の設置義務(学校教育法第38条、第49条)
- 就学手続き全般(学齢簿の作成、就学時健康診断、就学先決定等(学校教育法施行令第1条～第22条の3、学校保健安全法第11条等))
- ※市町村首長部局…1歳6ヶ月児健診、3歳児健診の実施(母子保健法第12条))

(2) 関連した取組例

- 特別支援学級の見学、相談週間を設けている市教委もある。(岩手県)
- 多くの市町村の教育委員会では、関係学校への学校見学や関係学校での体験学習を勧めるなど、特別支援教育に関する情報提供を行いながら就学先を検討している。小学校への就学の直前だけでなく、早期からの就学相談にも応じている。(千葉県)
- いくつかの市町村の教育委員会では、就学指導委員会で審議した児童生徒について、義務教育の期間は追跡して把握しようとしている。毎年度、就学指導委員会で学校生活の状況を報告している市町村もあった。また、必要に応じて就学相談にあたっている。(千葉県)
- 早期からの相談体制の充実…文部科学省管轄の学校教育課と厚生労働省管轄の母子保健や児童福祉の業務も含む「支援体制」の一元化を図ることで、一貫した支援を行うことが可能となる。(長野県)
- 5歳児健診の充実…平成21年度には8市町村で取り組んだ。集団生活が始まる時期に健診を行うことで、早期からの支援が可能になる。(長野県)
- 「個別の支援手帳」を活用して支援をつなぐこと…個別支援手帳の作成・発行を厚生労働省社会・援護局保健福祉部「平成19年度障害者保健福祉推進事業：事業名「障害児・者の情報ネットワーク構築のための個別支援手帳の開発と普及」の国庫補助金の交付により行う。障害者総合支援センター等の療育コーディネーター等により普及を進めている。(長野県)
- 保護者との共通理解醸成のため、各市町村教育委員会は、就学前からの早期支援・教育相談の充実、個別の教育支援計画の作成や活用、学校見学・授業参観・体験入学等の機会を設けるなど、工夫している。(大阪府)
- 各市町村教育委員会は、就学後も相談の継続に努めている。(大阪府)

2 都道府県教育委員会の取組

(1) 法令に基づく役割

- 特別支援学校の設置義務(学校教育法第80条)
- 就学に関する事務に関する指導・助言(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条第5号)
- 就学手続きの一部(市町村からの就学通知受領、特別支援学校の入学期日等の通知等(学校教育法施行令第11条、第14条等))

(2) 関連した取組例

- 県立特別支援学校については、毎年1週間程度を期間とする「学校へ行こう週間」を設定し、見学、相談に対応している。(岩手県)
- 保護者との齟齬がかなり大きいケースにおいては、所管する教育事務所や県教育委員会の担当課が相談に応じる場合もある。(岩手県)
- 県の就学指導委員会の機能を市町村教育委員会への相談支援重視へと改善を図り、その上で『就学支援委員会』に改称する予定である。(岩手県)
- 県教育委員会においても、教育委員会規則により就学指導委員会を設置し、市町村の教育委員会から通知された県立特別支援学校への就学予定者について調査・審議を行い、その結果をもとに県教育委員会が就学先を決定している。(千葉県)
- 特別支援学校における特別支援教育コーディネーターや教育相談係による教育相談、体験入学の実施(長野県)
- 保護者の意向と齟齬がある場合の調整方法について…県が4教育事務所に配置している特別支援教育推進員が、市町村からの要請により支援会議に参加し、県教育委員会と連絡をとりながら、調整を行う。(長野県)
- 「判断と異なる教育措置となった児童生徒の追跡調査」の実施(長野県)
- 市町村就学相談委員会の専門性向上に向けて、県としては全県研修会や圏域における研究協議会を開催している。(長野県)
- 児童生徒の状況等によって、市町村立小中学校と府立支援学校間で学籍異動の必要が生じた場合などの調整を行う。(大阪府)

<注> _____は市町村教育委員会の取組、_____は都道府県教育委員会の取組。

岩手県教育委員会

1 (略)

2 就学指導の現状

(1) 市町村の就学指導体制

- ① 就学指導委員会は34市町村すべてで単独設置となっている。
- ② 委員は、各教育委員会の設置規則により、各教育委員会で委嘱している。
- ③ 主な委員構成は、教育関係者(約6割)、医療関係者(約1割)、その他、市町村保健福祉担当職員、相談機関職員等としている場合が多い。

(2) 保護者との共通理解醸成のための方策

- ① 市町村教育委員会の就学指導担当者(例:就学相談員)が対応し、本人や保護者の意向を聴取しながら就学先を考えている。
- ② 特別支援学級の見学、相談週間を設けている市教委もある。
- ③ 県立特別支援学校については、毎年1週間程度を期間とする「学校へ行こう週間」を設定し、見学、相談に対応している。
- ④ 保護者との齟齬がかなり大きいケースにおいては、所管する教育事務所や県教育委員会の担当課が相談に応じる場合もある。

(3) 判断結果と実際の就学先の関係

- ① 平成21年度、障がいがあるとされた(就学指導の対象となった)児童生徒数は2,530名であった。
- ② 平成21年度に入学した小学校1年生について、特別支援学校への就学が適当とされた児童の内15名(16.5%)が、それぞれ小学校の特別支援学級に12名、通常の学級に3名が入学している。
- ③ 平成21年度において、小・中学校に在籍している特別支援学校で教育を受けることが適当と思われる児童生徒は107名(障がいがあるとされた児童生徒の4.2%、小学校88名、中学校19名)で、通常の学級に在籍している数は17名(小学校14名、中学校3名)である。また、特別支援学級に在籍している数は90名(小学校74名、中学校16名)である。
- ④ 平成21年度において、通常の学級に在籍する特別支援学級適と思われる児童生徒数は289名(障がいがあるとされた児童生徒の11.3%、小学校197名、中学校92名)である。

(4) 異なる就学の場合の主要因

- ① 保護者の希望によるものは、27市町村に例があり、77%を占める。
- ② 特別支援学級等が未設置を理由とするものは、11市町村に例があり、31%である。
- ③ 特別支援学級等への通学困難を理由とするものは、5市町村に例があり、14%である。

(5) 就学後の継続的な就学相談体制および就学指導の見直し

- ① 県の就学指導委員会の機能を市町村教育委員会への相談支援重視へと改善を図り、その上で『就学支援委員会』に改称する予定である。
- ② 支援ファイルの引継により、個別の教育支援計画の作成、活用を促すこと。
- ③ 関係機関との連携(例:市町村自立支援協議会療育部会等)によるケース会議、支援会議の開催等を促すこと。

3, 4, 5, 6 (略)

千葉県教育委員会

1 就学相談体制について（就学指導委員会の現状と課題）

- 市町村の就学指導委員会は、54市町村中53市町村に、いずれも単独で設置されている。就学指導委員会は、市町村の条例・規則又は要綱により設置されている。就学先の決定については、年に1～数回の就学指導委員会を招集し、その審議結果をもとに総合的に判断している。
- 県教育委員会においても、教育委員会規則により就学指導委員会を設置し、市町村の教育委員会から通知された県立特別支援学校への就学予定者について調査・審議を行い、その結果をもとに県教育委員会が就学先を決定している。
- なお1市は、平成20年4月に就学指導委員会を廃止し、医師や他の専門家等で構成するチームが、年間を通じて市内の保育所や幼稚園等を巡回し就学相談に当たり、保護者の意向に基づいて就学先を決定している。
- 市町村の就学指導委員会の委員は、教育関係者を中心としながら医療、福祉、心理関係者等で構成されている。委員の人数は、県平均で14名であり、その内訳は、教育関係者が66.0%にあたる9.2名、医療関係者が16.7%にあたる2.3名、福祉関係者が10.7%にあたる1.5名、心理関係者が2.9%にあたる0.4名、その他が3.7%にあたる0.5名であった。その他は、保健福祉を担当する行政関係者や保護者であった。
- 市町村の就学指導委員会の委員の構成員について、教育関係者は全ての市町村で置いている。医療関係者を置いている市町村は98.1%にあたる53市町村、心理関係者を置いている市町村は27.8%にあたる15市町村、さらに保護者という立場を明確にして置いているケースは3.7%にあたる2市であった。
- 市町村の就学指導委員会に関する課題として、多くの市町村で「発達障害分野の医師や心理関係者を確保したいが、人材を地域で探すことが困難である」「審議件数が増加していて、審議時間や審議回数を増やす必要がある」等があげられている。

2 保護者との共通理解醸成のための方策等について

(1) 保護者との共通理解醸成のための方策

- 多くの市町村の教育委員会では、関係学校への学校見学や関係学校での体験学習を勧めるなど、特別支援教育に関する情報提供を行いながら就学先を検討している。小学校への就学の直前だけでなく、早期からの就学相談にも応じている。
- 就学相談にあたっては、市町村の広報で周知したり、相談から就学までの流れを印刷物にして用意したりしている。前者は33.3%にあたる18市町で、後者は51.9%にあたる28市町村で行われた。
- 市町村によっては、市町村の教育委員会主催の説明会又は福祉担当部局やマザーズホームが主催する就学相談会を開催する市も見られる。前者は18.5%にあたる10市で、後者は3.7%にあたる2市で行われた。また、該当校の特別支援教育担当教員との面談を実施している市も1市あった。
- 市町村の教育委員会の就学担当者が、学校見学に随行した市町村もあった。また、市町村の就学指導委員会で使用する資料（例えば該当児の発達検査等）の作成を地域の特別支援学校に依頼し、その結果をもとに保護者と話し合うケースなどもあった。
- 早期からの教育相談については、教育委員会、福祉担当部局、特別支援学校が連携して相談体制を整備し、年間を通じ計画的に実施している市町村がいくつかある。最近では、福祉担当部局と教育委員会が連携して就学移行期の「支援ファイル」等を作り、就学相談の場面でも活用しているところの動きが生まれてきている。

(2) 保護者の意向と齟齬がある場合の調整手法

- 市町村の教育委員会では、何度も保護者と話し合うようにしたり、子どもが在籍や通園している保育所・幼稚園・小中学校等の教員等の協力を得たりしながら保護者に理解を求めた。前者については、83.3%にあたる45市町村で、後者は40.7%にあたる22市町で行われた。
- この話し合いの事前準備として、市町村の教育委員会では、当該児童生徒にとってより適切な教育はどのような教育かを考えながら、就学指導委員会の委員となっている専門家、地域の特別支

援学校の教員（特別支援教育コーディネーターや県教育委員会就学指導委員会の調査員となっている教員）又は在籍や通園している保育所・幼稚園・小中学校等の教員等からの情報収集に努めていた。

- また、この話し合いについて、いくつかの市町村の教育委員会からは「保護者の意見を尊重しながら、また、あるときは理解を得ながら進められるが、最終的には保護者の意向に沿う方向になることが多い」という回答があった。

3 就学移行期における「支援ファイル・シート」等についての市町村の取組

(1) 全県の取組状況

就学前の段階から障害のある子どものために「支援ファイル・シート」を作成している市町村は、54市町村の中で20市で37.0%にあたる。今年度はさらに10市町で作成する予定になっている。今年度末には合わせて30市町となり、来年度は、県内で半数を超える市町で「支援ファイル・シート」が活用されることになる。

(2)、(3) (略)

4 (略)

5 就学相談体制・見直し方策について

○いくつかの市町村の教育委員会では、就学指導委員会で審議した児童生徒について、義務教育の期間は追跡して把握しようとしている。毎年度、就学指導委員会で学校生活の状況を報告している市町村もあった。また、必要に応じて就学相談にあたっている。

○小・中学校においては、特別支援教育に関する体制整備により校内委員会が設置され、この委員会で障害のある児童生徒の学習状況や生活状況について話し合われている。また、近隣の特別支援学校へ支援を要請することも、小・中学校1校当たり年平均で1～2回行われている。

<参考>小・中学校から特別支援学校（県立29校）への支援の要請回数

平成20年度	小学校（859校）からの要請回数	2,258回
	中学校（408校）からの要請回数	578回
平成21年度	小学校（855校）からの要請回数	1,457回
	中学校（386校）からの要請回数	380回

○小・中学校の教員や保護者から特別支援学校への相談について、当初は在籍校でどのように支援を行ったらいいか、どのように配慮していったらよいかという内容の相談が多いが、その後就学先を変えた方がよいのではないかと内容が変わることがある。このとき在籍している学校と保護者との意見の違いが明らかになることがある。このようなときは、小・中学校においても特別支援学校においても、市町村の教育委員会と連絡を取るなど慎重な対応が求められている。

○就学相談が、単に就学先の決定のためだけの相談にならないように、療育の場と連携して、乳幼児からの一連の支援として位置づけられるように、総合的な支援ネットワークを構築していく必要があると考える市町村の教育委員会が増えてきている。

具体例として、昨年度の千葉県自立支援協議会「療育支援専門部会」（第四次千葉県障害者計画推進作業部会の一つ）において協議された、次の二つの事業が今年度から開始されることになっている。福祉関係機関と教育機関の連携による障害のある子どもの療育支援体制の充実が期待される。

- ・療育支援コーディネーターの配置に係るモデル事業（県内2地区）
- ・ライフサポートファイルの開発・普及事業（県内6市）

なお、個別の事例については、その相談内容によって支援ネットワークを活用して、実際に専門家等とつながるようにしていけるかがポイントになっている。

6, 7, 8 (略)

<注> 本報告の中にあるデータについて

・今回の聴取にあたって市町村の教育委員会に調査したものである。回答は、平成21年度の実績をもとにしているが、一部平成22年度の事情も含まれている。

・数値データについては、前年度末に市町村合併があったため、今年度の市町村数（56市町村から54市町村へ）で調整した。今年度の市町村数は、市が36、町が17、村が1である。なお、36市には政令指定都市1市、中核市2市が含まれている。

長野県教育委員会

(就学に係る概況)

1 (略)

2 保護者との共通理解醸成のための方策

○ 早期からの相談体制の充実

文部科学省管轄の学校教育課と厚生労働省管轄の母子保健や児童福祉の業務も含む「支援体制」の一元化を図ることで、一貫した支援を行うことが可能となる。

事例：駒ヶ根市の乳幼児健診から相談後の療育システムにつながる支援体制

平成16年度より、教育委員会の組織として「子ども課」を設置。「子ども課」には、子育て家庭教育係・母子保健係・児童係・学校教育課係が置かれている。このような組織作りをしたことで、妊娠から青少年までの一貫した施策の実現を図ることが可能となった。

○ 5歳児健診の充実

平成21年度には8市町村で取り組んだ。集団生活が始まる時期に健診を行うことで、早期からの支援が可能になる。

事例：塩尻市教育委員会「元気っ子応援事業」(平成19,20年度 文部科学省 発達障害早期総合支援モデル事業)

就学前段階から小学校、中学校、高等学校及び地域での継続した総合支援体制の構築を目指す。対象は市内全ての幼稚園、保育所の年中児とその保護者。「元気っ子応援チーム」と呼ばれる保健師、心理士、教育相談員等からなるチームが市内の幼稚園、保育所を訪問、集団遊びや課題遊びを実施し、相談員が保護者と一緒に参観。参観後に保護者に対し相談を実施。「選別」ではなく、その子の特性に合った幸せの道を探すねらいである。

○ 「個別の支援手帳」を活用して支援をつなぐこと

個別支援手帳の作成・発行を厚生労働省社会・援護局保健福祉部「平成19年度障害者保健福祉推進事業：事業名「障害児・者の情報ネットワーク構築のための個別支援手帳の開発と普及」の国庫補助金の交付により行う。障害者総合支援センター等の療育コーディネーター等により普及を進めている。

○ 特別支援学校における特別支援教育コーディネーターや教育相談係による教育相談、体験入学の実施

○ 保護者の意向と齟齬がある場合の調整方法について

- ・ 就学に係わる支援会議を保護者と教育委員会が納得できるまで開催し、話し合う。

事例： I市の知的障害と肢体不自由(車イス使用)のある女兒。I市教育委員会は、特別支援学校への就学判断を行ったが、保護者は地元の小学校への入学を強く希望。保護者、教育委員会による学校参観、小学校への体験入学、更に7回に及ぶ就学に係る支援会議を開催したが合意に至らず、保護者の付き添いによる通学、入学となった。就学後はI市の相談員等が本児の学習状況を参観し、保護者と懇談を重ねた。1年後、2年生に進級する時点で、保護者からの申し出により特別支援学校へ転学となる。

- ・ 県が4教育事務所に配置している特別支援教育推進員が、市町村からの要請により支援会議に参加し、県教育委員会と連絡をとりながら、調整を行う。

3 判断結果と実際の就学先の関係

○ 平成22年度長野県就学相談状況調査から

平成21年度総判断件数 2,144件 判断と異なる就学件数 198件 (9.2%)

判断と異なる就学198件の主な理由

※198件の内訳(特別支援学校判断→通常の学級8件、特別支援学校判断→特別支援学級55件、

特別支援学級判断→特別支援学校1件、特別支援学級判断→通級による指導4件、特別支援学級判断→通常の学級116件、通級による指導判断→特別支援学級1件、通級による指導判断→通常の学級5件、通常の学級判断→特別支援学級1件、通常の学級判断→通級による指導1件、その他6件)

※ 「判断と異なる就学」(198件)の主な理由

○保護者の希望	128件	○経過観察	5件	○当該学級未設置	14件
○本人の希望	10件	○祖父母等の反対	3件	○複数の理由による	38件

・主な理由としては保護者の希望が約65パーセントを占める。また、複数の理由によるものの中にも保護者の希望が含まれるため、この数も合わせると約84%となる。

4 就学後の継続的な就学相談体制・見直し方策

○「判断と異なる教育措置となった児童生徒の追跡調査」の実施

本県では、異なる教育措置となった児童生徒が、その後どのような就学の経過をたどるのかについて、「判断と異なる教育措置となった児童生徒の追跡調査」を行っている。これは、就学時に出された判断が実際の就学と異なった児童について、中学校卒業時まで追跡調査を行うものである。この調査のねらいは「異なる教育措置」となっている児童生徒の就学について、その後の経過を調査することにより、就学相談が就学時の判断で終了するものではなく、継続して行われるべきものであることを市町村に示し、フォローアップの体制作りを促すことにある。

5, 6 (略)

1, 2 (略)

3 就学時の判断と異なる教育措置の追跡調査

1~4 (略)

5 今後の課題

(1) 就学相談にかかる市町村の自治事務と県の支援の在り方

平成16年3月4日、文部科学大臣から中央教育審議会に対して「地方分権時代における教育委員会の在り方について」の諮問がされた。就学相談も市町村がいかにして独自性、自主性を発揮し、子どもに即し地域に即して、医療、保健、福祉、教育を複合的一体的に、しかも一貫した理念で進めるかにかかっている。このような市町村の取組を県としてどのように支えていくかが今後の課題である。本県では、就学相談が市町村の自治事務として推進されることを願い、県主体の巡回教育相談を平成19年度をもって廃止、「各圏域・地域における相談活動」を重視し支援していく方向に転換し、市町村における就学相談体制整備のために「特別支援教育推進員」4名を配置した。しかし、その後、特別支援学校コーディネーターへの支援要請が急激に増加、21年度は県下18校の特別支援学校が受けた相談のべ件数は、総数20,000件(1校あたり1,000件以上)を超える状況となった。県としては、「市町村の自主性を促す支援」を図りたいが、市町村が求める支援はより具体的なところ(人材、費用)にある。

(2) 市町村就学相談委員会の専門性担保

市町村就学相談委員会の専門性向上に向けて、県としては全県研修会や圏域における研究協議会を開催している。しかし、例年行っている「市町村における就学相談体制整備状況調査」によると、県下77市町村のうち、就学相談委員会を単独設置している教育委員会は49、共同設置19、委託9という状況である。また、委員構成については、その半分を教員が占めており、教員の異動によって委員会の在り方が左右されてしまうような実態が見られる。

(3) 継続した就学相談支援体制づくりに向けての連携

「個別の教育支援計画」の理念が定着しつつあり、県内では「個別の支援手帳」や就学前の情報を就学校に伝える「プレ支援シート」(県教育委員会が提案)を活用した取組も一部地域で始まっている。また、母子健康保健、児童福祉、学校教育を進める機能が一体となって支援を推進するため組織改編をおこなってきた自治体として、駒ヶ根市、塩尻市、松本市等の取組もある。今後このような取組を県下に広め、実践を共有していくことが必要となっている。

大阪府教育委員会

1, 2 (略)

3. 児童生徒の就学について

① 就学相談体制や就学先決定の流れ

- ・ 府内各市町村教育委員会は、学校教育法施行令第 18 条の 2 に基き、「就学支援委員会」等を設置している。
- ・ 就学先の決定については、障がいの程度だけで判断せず、専門的知識を有する者の意見、保護者の意向等を踏まえ、市町村教育委員会が総合的に判断し、決定することとしている。
- ・ 保護者との共通理解醸成のため、各市町村教育委員会は、就学前からの早期支援・教育相談の充実、個別の教育支援計画の作成や活用、学校見学・授業参観・体験入学等の機会を設けるなど、工夫している。
- ・ 就学先決定にあたって、保護者の意向と齟齬が生じた場合については、本人にとってより適切な就学となるよう、各市町村教育委員会は、合意が得られるまで話し合いを継続している。
- ・ その際、市町村教育委員会は、専門家からの指導・助言も含めた十分な話し合い、保護者への十分な情報提供、本人のニーズにあった教育環境の整備などに努めている。
- ・ 結果として、保護者との合意が得られないまま、就学先決定した事例はないと認識している。

② 就学後の継続した相談機能について

- ・ 各市町村教育委員会は、就学後も相談の継続に努めている。児童生徒の状況等によって、市町村立小中学校と府立支援学校間で学籍異動の必要が生じた場合などは、府教育委員会が調整を行うこととしている。
- ・ 平成 21 年度における年度途中での小中学校と府立支援学校間の学籍異動（医療機関等への入院・他府県からの転入は除く）は 1 件のみである。

③ 通常の学級へ就学した場合の合理的配慮及び支援の実態・課題

- ・ 大阪府として、医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する小・中学校に看護師を配置する市町村に対し、補助を行っている。

④ 聴覚障がい、視覚障がい等のある児童生徒が通常の小中学校に在籍した場合の配慮

- ・ 視覚支援学校や聴覚支援学校との連携、センター的機能の活用が必要。
- ・ 学校間の連携や情報交換が必要。
- ・ 学校が当該児童生徒の状況、ニーズ等を的確に把握し、保護者と連携して支援体制を整備することが必要。